

# 年金積立金管理運用独立行政法人 第4期中期目標の変更(案)について (「デジタル社会の実現に向けた重点計画」 関連(一括変更))

# 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の 中期目標変更の経緯及び変更案の概要について

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において、主務大臣が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく目標設定・評価を実施する際に、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。）を踏まえた目標策定・評価を推進する観点から、デジタル庁が、総務省と協力し、総合調整の一環として目標策定・評価に一定の関与を行う仕組みが設定されることとなった。
- 具体的には、総務省は「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日策定）を改定するとともに、各主務大臣は、所管の全ての独立行政法人の目標を、令和4年度（2022年度）中に速やかに変更することとされた。
- 令和4年3月2日に改定された「独立行政法人の目標の策定に関する指針」においては、独立行政法人の情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、「情報システム整備方針」に掲げられた取組と整合するように目標を定めることとされた。
- 以上を踏まえ、年金積立金管理運用独立行政法人第4期中期目標の変更を行うものであり、「情報システム整備方針」に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う旨を追加するものである。

## 5. デジタル社会を支えるシステム・技術

(1) 国の情報システムの刷新

② 独立行政法人の情報システム

デジタル庁は、独立行政法人の情報システムの効率化、国、独立行政法人等の相互の連携を確保するための基盤の構築等について、情報システム整備方針に盛り込むほか、取組を進める（独立行政法人の情報システムに関する具体的な施策について、以下を参照。）。

### 独立行政法人の情報システムに関する具体的施策

令和3年度（2021年度）からは、主務大臣が独立行政法人に対して独立行政法人通則法に基づく目標策定・評価を実施する際に、デジタル庁が策定した情報システム整備方針を踏まえた目標策定・評価を推進する観点から、デジタル庁が、総務省と協力し、総合調整機能の一環として目標策定・評価に一定の関与を行う仕組みを設定し、デジタル庁は、是正が必要な場合には主務大臣と協議し、調整を行う。

具体的には、総務省は、令和3年度（2021年度）中に情報システム整備方針を踏まえ、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」を改定する。各主務大臣は、情報システム整備方針を踏まえ、所管の全ての独立行政法人の目標を令和4年度（2022年度）中に速やかに変更する。ただし、令和3年度（2021年度）が目標期間の最後の事業年度に当たる独立行政法人（行政執行法人を含む。）については、情報システム整備方針を踏まえて次期目標を策定する。

上述の目標の策定又は変更の場合を含め、今後、各主務大臣は、目標の策定又は変更（情報システムに関する変更の場合に限る。）に当たっては、あらかじめデジタル庁に目標案について協議するものとする。中期目標管理法人及び国立研究開発法人については、各主務大臣は、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴く前にデジタル庁に目標案について協議するものとする。情報システム整備方針を踏まえて策定又は変更した目標の取組について評価を実施する令和5年度（2023年度）以降は、各主務大臣は評価の結果をデジタル庁に遅延なく通知し、デジタル庁は必要に応じて情報システムに関する意見を述べるものとする。

また、独立行政法人の情報システムの整備・管理について、全体の状況を把握するため、令和4年度（2022年度）に棚卸しを行う。棚卸しの結果を踏まえ、より詳細な調査の実施についても検討する。

なお、独立行政法人の情報システムのうち、緊急的な整備が必要なもの、重要なシステム整備に当たっては、必要に応じてデジタル庁が技術的助言等の支援を実施する。

- 独立行政法人の情報システムの整備及び管理の基本的な方針

独立行政法人の情報システムの整備及び管理については、国、独立行政法人等の相互の連携を確保する等のため、各独立行政法人は、PMOを設置し、当面は政府情報システムの整備方針（本整備方針「国の情報システムの整備及び管理の基本的な方針」中1.、2.、3-1-4.、4-4-1. 及び4-4-2.に掲げる事項を指す。）に準拠しつつ整備及び管理を行う。

なお、独立行政法人の情報システムの整備・管理について、全体の状況を把握するため、令和4年度（2022年度）に棚卸しを行う。棚卸しの結果を踏まえ、より詳細な調査の実施についても検討を行う。

## ※事務局注

- PMO:法人内全体管理組織（Portfolio Management Office）
- 国の情報システムの整備及び管理の基本的な方針（抜粋）
  - 1.良いサービスを作るための「標準」の策定・推進
  - 2.良いサービスを支える「共通機能」の整備・展開
  - 3-1-4.プロジェクト現場への支援の充実
  - 4-4-1.投資対効果の精査
  - 4-4-2.システム改革の徹底

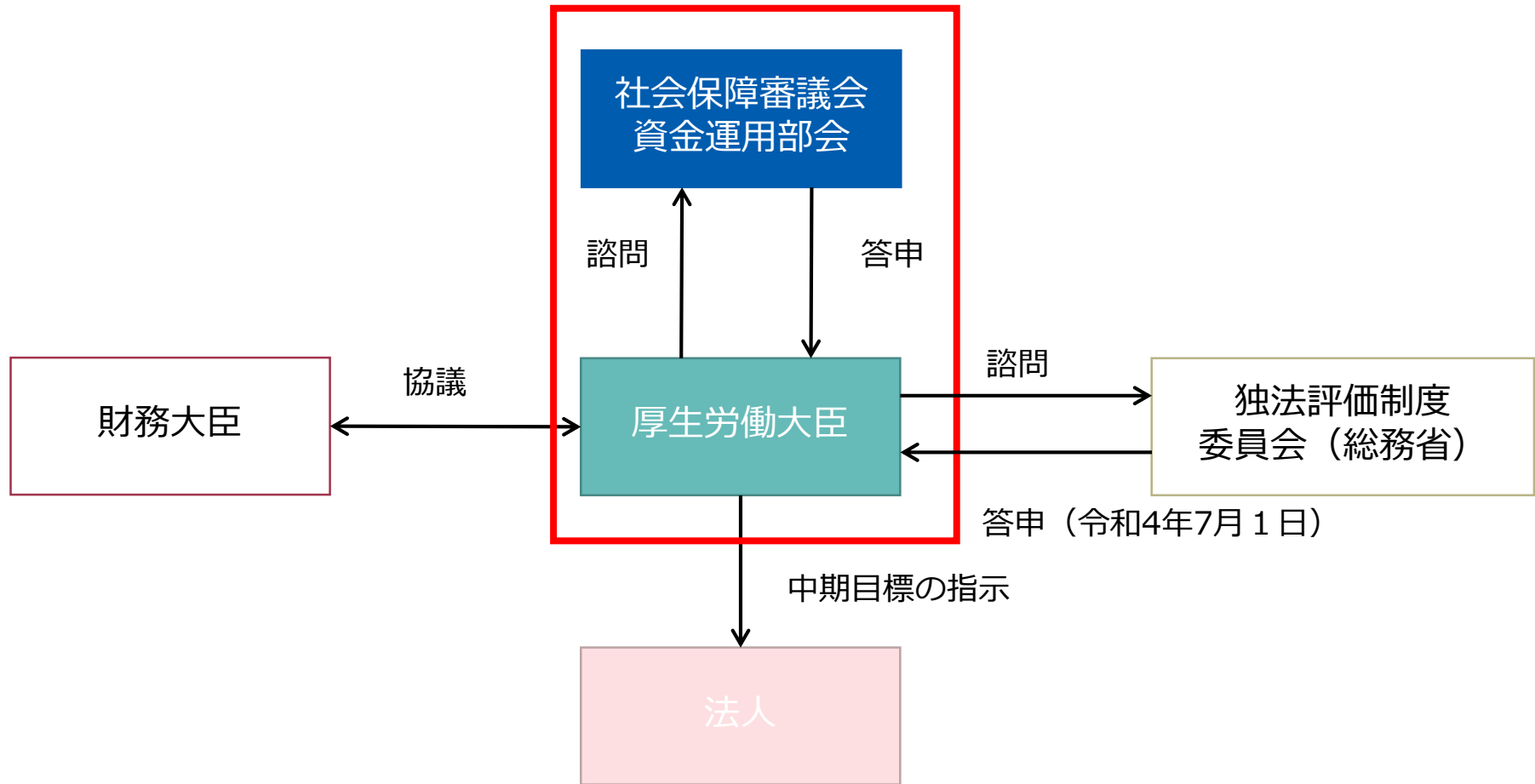
## Ⅱ 中期目標管理法人の目標について

## 5 通則法第29条第2項第3号「業務運営の効率化に関する事項」における目標の立て方について

(3) 以上の目的に基づき、具体的には、次の事項について定める。

## ② 業務の電子化に関する目標

国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指したデジタル・ガバメント推進の取組の一環として、  
手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、電子決裁の推進、情報システムに係る調達<sup>1</sup>の改善等について、具体的かつ明確に目標に定める。情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した情報システムの整備及び管理の基本的な方針（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に掲げられた取組と整合するように目標を定める。



## 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)

(設置)

第十二条 総務省に、独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において中期目標管理法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該中期目標管理法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

## 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)

(社会保障審議会への諮問)

第二十九条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、社会保障審議会に諮問しなければならない。

- 一 通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 通則法第三十条第一項の認可をしようとするとき。
- 三 通則法第三十二条第一項の評価を行おうとするとき。